

パブリック・コメント制度による

# 「富士市富士・愛鷹山麓地域の 森林機能の保全に関する条例（案）」

に対する意見募集の結果について

## 1 意見募集の概要

---

- (1) 意見募集方法 ①富士市ウェブサイトへの掲載  
②環境総務課、各まちづくりセンター、中央図書館での閲覧
- (2) 募集期間 令和2年7月1日（水）～令和2年8月3日（月）
- (3) 意見提出方法 ウェブサイトの送信フォーム・電子メール・郵便・FAX  
担当課への直接提出

## 2 意見募集結果

---

- (1) 意見提出者の数 3人
- (2) 提出された意見の数 11件
- (3) ウェブページアクセス件数 205件
- (4) 意見の反映状況
- 反映する（一部反映を含む） 0件
  - 既に盛り込み済み 0件
  - 今後の参考にするもの 4件
  - 反映できないもの 1件
  - その他 6件

令和2年8月

富士市 環境部 環境総務課

「富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（案）」の  
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映の結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	逐条解説(案)でも利用可能面積、既利用面積の状況も含め、従前計画の検証数値を示さずに、危惧されるといった曖昧な表現で、原因、課題が不明です。	これまでの計画により管理されていた面積との差については、土砂の埋め立て事業跡地等において獣害等により森林が十分に回復しなかったことが、要因であると考えられます。	その他
2	当初計画していた許容限度に達しようとしているのであれば、保全措置として植林した土地は重度開発を禁止すべきではないか。	将来に渡り重度開発を禁止することは困難でありますので、あくまで区域内の森林と同等に扱うこととし、富士・愛鷹山麓地域の森林の持つ公益的機能の喪失を防ごうという趣旨です。	反映できない
3	技術指針が非常に重要になると感じますが、後出し明示は、困ります。	富士市環境審議会の意見を聴き、策定いたしますが、内容としては、影響評価制度として体系化されている技術指針を参考とし、森林喪失影響に限定した項目とすることを予定しております。	その他
4	市内部でのチェック技術について、結果として従前でも長期間、計画管理等が出来なかった事から虚偽申請や管理能力の判断、精査スキルはどう考えているのでしょうか？	行政指導方針として運用してきたことから任意の協力を求めてきたため、全体を把握できない点に課題がありました。この課題を踏まえ条例としました。また、方法書及び準備書につきましては、広く公開し意見を求めることで、市民、関係者も入り精査される制度としています。	その他
5	条例案文では、曖昧な表現の保全措置（植林）について、負担費用概算額が示されない中で、条例方針案への意見照会は疑問です。	植林による保全措置は例外であるとともに、その実施者は、重度開発を実施する者ですので、本条例案に基づき植林後の維持管理担保方法及び費用負担について明示する予定はございません。 条例外の取り組みとして、市が植林を進める方策は、制度の必要性も含め、検討を行っている段階です。	その他

6	<p>社会的費用便益に加え、地域に存する又は新たに誘致する企業活動の社会的価値や意義という視点を重視し、地域にとって必要不可欠な施設の存続支援を見捨ててしまう危険性があることから、公的関与の強い施設や、企業誘致対象地の特例を設けることを切望する。</p>	<p>公的関与の強い事業のうち安全の確保に資する事業については条例案第7条第3項第4号において例外としておりますが、それ以外の事業について条例案において特例を設けることは想定しておりません。仮に公的関与が政策的に必要であれば、別途対応策等を検討することを想定しております。</p>	<p>今後の参考</p>
7	<p>管理型の最終処分場事業が完了し廃止基準に達し、跡地を覆土し植林するのは、今回の条例案上の保全措置相当と見なすのか？二重計上になるのでは？という、疑念が考えられます。</p>	<p>管理型の最終処分場跡地を覆土し植林することについて、貴見の通り、市民生活及び事業活動に直結する水源涵養についての評価は著しく低いものになると考えられます。</p> <p>一方で、生態系の保全に役立つほか、限定的ではありますが雨水流出抑制にも寄与するものと考えられますので、その評価については環境審議会に諮りたいと考えております。</p>	<p>今後の参考</p>
8	<p>特に最近豪雨災害が頻発する傾向の中・長期的雨水対策を国土強靱化地域計画の観点からも、都市の災害防止や総合的な雨水整備場の位置づけを強化する事も重要。</p> <p>※併せて開発者のみに負担させるのではなく、公共公益先行投資の対象にする。</p>	<p>本条例については植林により、これ以上の悪化を食い止めるためのものです。従って公共公益先行投資の対象とした場合、公共が重度開発を推奨するものとの誤った認識により、更なる重度開発を後押ししてしまう懸念があります。</p> <p>このため、市は森林喪失影響評価を判定する中立的な立場として制度を運用することを想定しております。</p>	<p>その他</p>
9	<p>開発者は、技術基準に則った調整池の整備の義務を負いながら、併せて、植林のコストも負担することになるわけで、二重負担になるとともに、技術基準の信頼性、根拠も怪しくなってしまう。</p>	<p>洪水調整池の設置は短時間降雨による河川氾濫を予防対策であり、森林機能の保全は長時間降雨による再下流域の湛水量の増加を抑えるための対策でありますので、異なる事象に対する対策であり、二重負担ではないと考えております。</p> <p>なお、森林機能の保全は、治水安全のみによって評価できるものでもありません。</p>	<p>その他</p>

別紙 寄せられた意見と回答の詳細

1 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に関する意見（1件）

（1）富士・愛鷹環境管理計画の扱い、検証、整合性について

2 条例による規定に関する意見（3件）

（1）保全措置として植林された森林の扱いについて

（2）技術指針について

（3）方法書、準備書のチェックについて

3 費用負担等に関する意見（5件：うち2件重複）

（1）保全措置：開発者負担について

（2）隣接する市との整合、競合について（同意見あり）

（3）管理型処分場跡地植林の二重計上について（同意見あり）

4 他法令との調整に関する意見（2件）

（1）森林法の森林の公益的機能＝「森林機能」に雨水流出抑制機能 追記提案

（2）開発行為、技術基準に則った調整池の整備義務付けとの整合について

1 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に関する意見（1件）

（1）富士・愛鷹環境管理計画の扱い、検証、整合性について

- ・前文、当初計画許容限度に達しようとしている。

逐条解説(案)でも利用可能面積、既利用面積の状況も含め、従前計画の検証数値を示さずに、危惧されるといった曖昧な表現で、原因、課題が不明です。

Web上で公表されている現計画の利用可能面積：250ha、平成30年度までに利用された面積：191.7ha、令和元年度以降の利用可能面積：58.3haですが、これまでの行政指導の根拠数字が間違っていた事に58.3haが原因不明で消滅したのでしょうか？

【市の考え方】

令和元年度に実施した富士・愛鷹山麓地域環境管理計画検討業務委託において、平成31年1月1日時点の航空写真を用いて平成3年からの計画期間における森林の喪失面積を算出したところ、最大285ヘクタールと推計されました。この面積には、皆伐後植林したばかりの森林や天然更新中の森林も含まれるため、全面積が重度開発済みというわけではありませんが、富士・愛鷹山麓地域の開発容量を上回っている恐れがあるものと考えております。

これまでの計画により管理されていた面積との差については、土砂の埋め立て事業跡地等において獣害等により森林が十分に回復しなかったことが、要因であると考えられます。

反映する 既に盛り込み済み 今後の参考 反映できない その他

## 2 条例による規定に関する意見（3件）

### （1）保全措置として植林された森林の扱いについて

森林伐採を伴う開発が進み、富士・愛鷹山麓における土地利用事業は、当初計画していた許容限度に達しようとしている。のであれば、第 25 条は、【これを重度開発しようとするときは、本条例の規定を適用する。】⇒【これを重度開発は出来ない。】とすべきである。

#### 【市の考え方】

財産権により、特定の土地の利用を例外なく禁止することは、直接的な人的被害が想定される場合であって他の手段がない等の限られた状況下でなくては認められないものとされています。

一方、本計画における許容限度とは、本市内の市街地の広い範囲における治水安全度や水源涵養能力の維持を想定しており、森林機能の保全是重要な要素の一つではありますが、森林機能喪失以外の要因からの影響や他の回復手段がないとまでは言えないものです。

ご指摘をいただきました保全措置として植林した土地につきましても、将来に渡り重度開発を禁止することは困難でありますので、あくまで区域内の森林と同等に扱うこととし、富士・愛鷹山麓地域の森林の持つ公益的機能の喪失を防ごうという趣旨となります。

反映する    既に盛り込み済み    今後の参考    反映できない    その他

## (2) 技術指針について

・技術指針が非常に重要になると感じます。条例施行時には、既に定めておかなければならないと思いますので、ある程度のものはできていると思いますが。

概略負担額同様、後出し明示は、困ります。

### 【市の考え方】

技術指針につきましては、条例案を根拠として施行時までには、既に得られている科学的知見に基づき、森林喪失影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な指針として富士市環境審議会の意見を聴き、策定いたします。

なお、内容としては、影響評価制度として体系化されている技術指針を参考とし、森林喪失影響に限定した項目とすることを予定しております。

反映する 既に盛り込み済み 今後の参考 反映できない その他

## (3) 方法書、準備書のチェックについて

・方法書、準備書のチェックも重要であると感じます。

環境審議会の意見を聞くとありますが、市内部でのチェック技術も求められます。あってはならないことですが、結果として従前でも長期間、計画管理等が出来なかった事から虚偽申請や管理能力の判断、精査スキルはどう考えているのでしょうか？

### 【市の考え方】

現在の富士・愛鷹山麓地域環境管理計画は、行政指導方針として運用してきました。このため、ご懸念のとおり、その判断基準等の全てが公にされていなかったこと、また行政指導として任意の協力を求めて実施してきたことから、全体を把握できない点に課題があります。

これらの課題を踏まえ、制度を運用するにあたり、技術指針をはじめとした判断基準を公にすることにより適正な管理を行うため、条例としました。

なお、方法書及び準備書につきましては、広く公開し意見を求めることとしておりますので、市及び富士市環境審議会のみならず、市民、関係者のチェックも入ることで精査される制度となっております。

反映する 既に盛り込み済み 今後の参考 反映できない その他



### 3 費用負担等に関する意見（5件：うち2件重複）

#### （1）保全措置：開発者負担について

・今回の条例化に伴い重度開発面積の上限 250ha 遵守はリセットし、開発面積相応分を植林する（させる）事で、これ以上の森林面積減を止める大枠の方針は理解できるが？ 植林による救済？緩和手段が、より厳しい開発者負担になる可能性があると考えられる、誰が植林後の維持管理担保し、事業費をどのように、開発者負担にするのか、条例案文では、曖昧な表現の保全措置（植林）の具体的手段、趣意が不明で。

推測ですが「SDGs 未来都市」富士市概要版 6 ページにブナ林創造事業に包括させる、スキーム図の黄色→資金の明示で原因者負担金を付加するとの理解をいたしました。負担費用概算額（〇〇万円/ha）など概算でも見積り負担額が示されない中で、条例方針案への意見照会は疑問です。

#### 【市の考え方】

本条例案は、森林喪失影響評価を実施することが目的であり、植林による保全措置は例外であるとともに、その実施者は、条例案第 7 条第 3 項にあるとおり、重度開発を実施する者となります。このため、技術指針において、植林後の維持管理方法について規定することとなりますが、本条例案に基づき植林後の維持管理担保方法及び費用負担について明示する予定はございません。

一方、条例外の取り組みとして、富士・愛鷹山麓地域内において、植林及びその維持管理をすることが困難である重度開発計画者等から負担金を徴し、市が植林を進める方策について、制度の必要性も含め、検討を行っている段階です。

反映する 既に盛り込み済み 今後の参考 反映できない その他

(2) 隣接する市との整合、競合について（同意見あり）

第3条2項に示されていますが、隣接する市との整合、競合も気になります。どのように密接な連携を図っていくのか、意思統一ができるのか。

他市町や隣接地に立地する企業等が講じる施策と適切な調整が図られるのか。

富士・愛鷹山麓の保全是、国・県・関係する自治体等が一体となって行くことが必要であると考えます。その為にも、富士市環境基本条例に定める地域では無く、隣接市町との位置関係が判るような、対象地域の詳細図・広域的な位置図などを示すべきだと思います。面倒なアセスの選択又は負担金付加などが無い隣接する富士宮市、裾野市、沼津市などと比較され、類似業種の企業誘致合戦に勝てる富士市独自の配慮や自信があるのでしょうか？

地域にとって環境配慮は経済性とは両立が難しいが、社会的費用便益に加え、地域に存する又は新たに誘致する企業活動の社会的価値や意義という視点を重視し、政策的配慮が無いと、地域にとって必要不可欠な施設の存続支援を見捨ててしまう危険性があると思う。例えば、公的関与の強い施設や、企業誘致対象地の特例を設けることを切望する。

【市の考え方】

本市は独自に平成3年に大規模な学術調査を経て、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を策定し開発の抑制を行ってきました。現在の開発状況を踏まえ、今後、気候変動に伴う影響に適応し、SDGsに代表される環境に配慮した持続可能な都市を目指す上で、富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全是非常に重要なことと考えています。また、持続可能な都市を築くためには、市民生活や事業活動に多大な影響を与える恐れがある開発については慎重に評価し影響を抑える対策をとっていただける事業者であることが好ましいものと考えております。

このため、公的関与の強い事業のうち安全の確保に資する事業については条例案第7条第3項第4号において例外としておりますが、それ以外の事業について条例案において特例を設けることは想定しておりません。仮に公的関与が政策的に必要であれば、別途対応策等を検討することを想定しております。

なお、ご意見をいただいた通り、科学的な知見に基づき、近隣市町と連携し、富士・愛鷹山麓地域の森林保全是進めるべきことと考えておりますが、沼川及び潤井川における放水路の配置から、河口周辺の湛水に対しては、本市に属する水域の影響が大きいものと推察されますので、まずは市として森林機能の保全に取り組むものであります。

反映する    既に盛り込み済み    今後の参考    反映できない    その他

(3) 管理型処分場跡地植林の二重計上について（同意見あり）

例えば、管理型の最終処分場事業が完了し廃止基準に達し、跡地を覆土し植林するのは、今回の条例案上の保全措置相当と見なすのか？二重計上になるのでは？という、疑念が考えられます。明確な技術基準は未だ無いのですが、完了後の植林による森林機能の回復は見た目だけで、森林の多面的機能の内、多分一番重要な水源涵養、雨水流出抑制などは、管理型処分場の最重要目的である地下浸透防止シートを張り浸透させない条件なので、カウント出来ないと思います。新規処分場はこのスキーム、つまりアセス抜きで、重度開発するには、あらかじめ相応の負担金付加は免れない事になると思われれます。結果、従来より事業費増額、処分費に上乘せになる。

【市の考え方】

これまで、未対策であった森林機能の保全を図ることから、ご意見をいただいた通り、重度開発にあたり負担は増えるものと考えております。

なお、管理型の最終処分場跡地を覆土し植林することについて、原則として、貴見の通り、市民生活及び事業活動に直結する水源涵養についての評価は著しく低いものになると考えられます。

一方で、生態系の保全に役立つほか、限定的ではありますが雨水流出抑制にも寄与するものと考えられますので、その評価については環境審議会に諮りたいと考えております。

反映する 既に盛り込み済み 今後の参考 反映できない その他

#### 4 他法令との調整に関する意見（2件）

##### （1）森林法の森林の公益的機能＝「森林機能」に雨水流出抑制機能 追記提案

従前の計画書・パンフ・今回の逐条解説を見ても、森林法の森林の公益的機能＝「森林機能」とは、多面的機能とも呼ばれ、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源涵養、快適環境形成、・・・物質生産などが挙げられる。→ 土砂災害防止、土壌保全、水源涵養ばかりではなく、雨水流出抑制機能など治水安全度向上の観点も今後重要な多面的・公益的機能に重ねることが必要だと思えます。

（並行してパブコメ中の富士市国土強靱化地域計画には多少の記述有）

よって、特に最近豪雨災害が頻発する傾向の中・長期的雨水対策を国土強靱化地域計画の観点からも、都市の災害防止や総合的な雨水整備場の位置づけを強化する事も重要。

※併せて開発者のみに負担させるのではなく、公共公益先行投資の対象にする。

従って、該当地域も、従前の地域では無く、実質的な流域界の設定が重要。

例えば、市条例は及ばないが当然の事ながら、浮島低地の浸水軽減対策の目的では、沼津市堺以東を包含した沼川流域は愛鷹山麓も計画区域上の地域としてカウントする。また、潤井川流域なども、富士宮市堺の以西北地域の流域なども計算上は必要となる。

#### 【市の考え方】

まず豪雨災害の対策として森林保全は重要な要素ではありますが、全てではございません。本条例については植林により森林機能を向上しようというのではなく、これ以上の悪化を食い止めるためのものです。従って森林機能の維持について公共公益先行投資の対象とした場合、公共が重度開発を推奨するものとの誤った認識により、更なる重度開発を後押ししてしまう懸念があります。

このため、市は森林喪失影響評価を判定する中立的な立場として制度を運用することを想定しております。

一方で、ご意見をいただいた通り、科学的な知見に基づき、近隣市町と連携し、富士・愛鷹山麓地域の森林保全を進めるべきことと考えておりますが、沼川及び潤井川における放水路の配置から、河口周辺の湛水に対しては、本市に属する水域の影響が大きいものと推察されますので、まずは市として森林機能の保全に取り組むものであります。

反映する 既に盛り込み済み 今後の参考 反映できない その他

(2) 開発行為、技術基準に則った調整池の整備義務付けとの整合について

処分場だけでなく、例えばフロント工業団地のような開発についても開発者（進出企業）は、技術基準に則った調整池の整備の義務を負いながら、併せて、植林のコストも負担することになるわけで、二重負担になるとともに、技術基準の信頼性、根拠も怪しくなってしまう。（＝調整池だけでは不十分なので植林もさせる？）という問題もあると思います。

【市の考え方】

洪水調整池は、短時間降雨強度における接続河川や下流のピーク流量を抑えることを目的として設計するため、下流河川のピーク流出量を減少させる効果はありますが、最下流の湛水域に対しては、流出を遅らせるだけで、その量を減少させる効果はほぼありません。したがって、長時間に渡り降雨が続くと、洪水調整池があつたとしても最下流域の湛水深を増加させてしまいます。

このように、洪水調整池の設置は短時間降雨による河川氾濫を予防するための対策であり、森林機能の保全は長時間降雨による最下流域の湛水量の増加を抑えるための対策と位置付けられます。したがって、同じ治水安全に係る対策とはいえ2つの異なる事象に対する対策となりますので、二重負担ではないと考えております。

なお、森林機能の保全は、治水安全の面のみならず、地下水涵養や生態系の保全といった面の効用もありますので、単に治水安全のみによって評価できるものでもありません。

反映する   既に盛り込み済み   今後の参考   反映できない   その他